

ちょっと待って共同親権プロジェクト 2024年5月13日 08時00分

現在、参議院で離婚後共同親権導入を柱とした民法改正案（共同親権法案）が審議されています。導入するにあたっての最大の問題は、別居・離婚後の（元）配偶者からのDV・虐待・嫌がらせ（以下、「離別後のアビュース」）です。しかしながら、離別後のアビュースについての調査は全く実施されていません。そこで、ちょっと待って共同親権プロジェクトと「離婚後共同親権」から子どもを守る実行委員会の共同企画で、離別後の嫌がらせについてと共同親権法案の認知度について、全国に在住する30-40代の未成年の子がいる離婚経験者の男女1,000人を対象に、全国初の実態調査を行いました。

## 調査結果のまとめ

### 1. 離婚した夫婦は、対等な関係性がない

- DV・虐待にあたる選択肢を選んだ回答者は全体の40.2%であった。
- また、「話し合いができない」は23.6%、「子どもへの悪影響」は15.7%であった（複数回答・3つまで）。婚姻中の時点から、子どもについての共同決定が困難だったことが推察される。
- 離別後もDV・虐待は継続すること、離別原因がDV・虐待でないケースでも離別後に嫌がらせ・争いが増加している実態が明らかになった。
- 協議離婚は当事者任せであり、「離婚したければ共同親権に」と迫られ、真意でないのに共同親権を「選択」させられる事態が懸念される。
- 対等な関係性がない相手と裁判所に共同を強制されれば、力関係の強い方の意見が通ることになり、子の利益にはならない。

### 2. そもそも「話し合いができない」「子に悪影響」だから離婚している。そんな関係性に裁判所が共同を強制しても子の利益にはならない

- 離婚した元夫婦は、婚姻中共同親権の時点で「話し合いができない」「子に悪影響」から別れているというのが実態である。
- 別居・離婚経験者1,000人のうち、58.2%にあたる582人がポストセパレーションアビュースに遭っている。
- 582人のうち、子の面前でも経験したと回答した人は431人（74.1%）と高い水準であった。
- 離婚後共同親権を導入すれば、子の重要事項について適時適切な意思決定ができず、子の不利益となる可能性が極めて高い。

### 3. 共同親権法案について、当事者ですら認知・理解が低く、誤解も多い

- 当事者ですら共同親権法案の認知・理解度は低く、「知らなかった」33.0%、「内容はよくわからない」21.3%を合わせ過半数であった。
- 自由記述を分類したところ、「期待」はわずか7.2%にとどまる一方で、「不安・否定」が37.6%であり、「期待が不安の約5倍」であった。

## 調査結果の要約

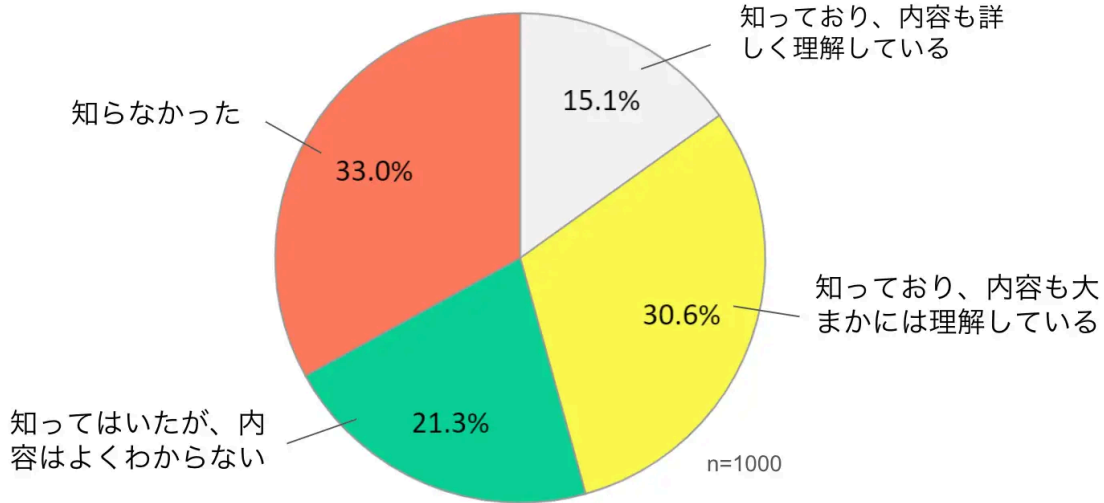
出典：「ちょっと待って共同親権プロジェクト」ホームページより山添拓事務所作成

2024年5月16日 参議院法務委員会 日本共産党 山添拓 配付資料①-1

●共同親権法案を知らない人は54%

当事者でも共同親権法案の認知・理解度が低く、知らなかった33.0%、内容はよくわからない21.3%を合わせ、過半数にのぼる。「詳しく理解」「大まかに理解」と回答した方についても、自由記述を読み解くと、「自由に面会交流できる」等の誤解のある方のコメントが散見された。

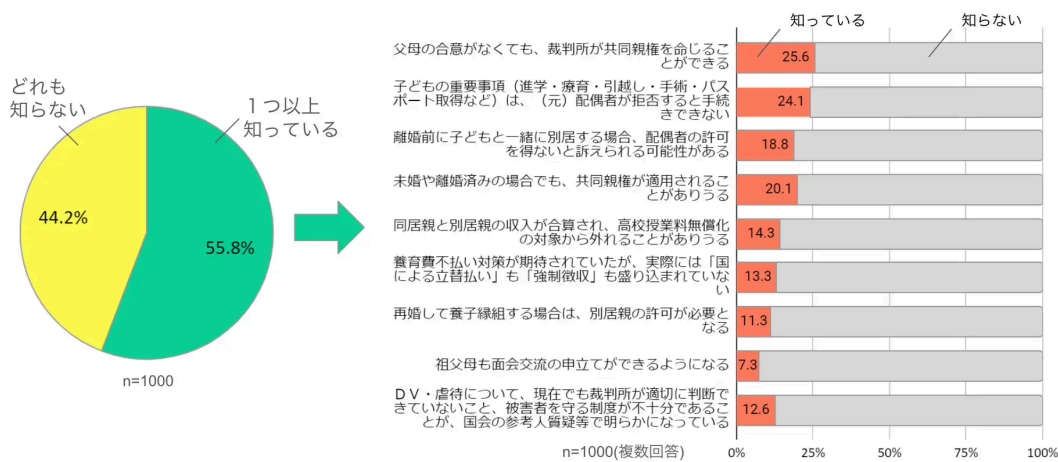
Q.共同親権法案が、現在、国会で審議されていることをご存じでしたか？



●当事者にも共同親権法案の内容の周知が進んでいない

提示した9つの事項について、1つも知らない人が44.2%に達し、当事者にも法案の内容や問題点が知られていないことが確認された。「未婚や離婚済みの場合でも適用されることがありうる」ことを知っていた人は20.1%にとどまった。

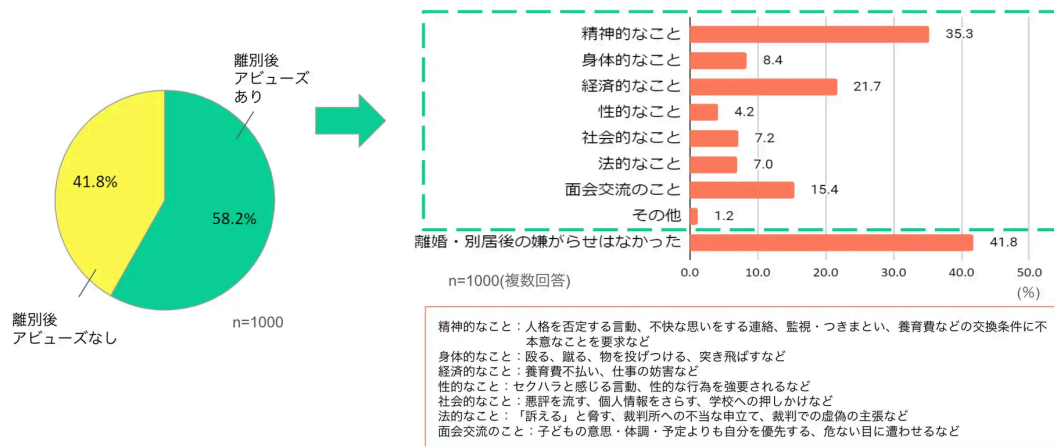
Q. 現在、国会で「共同親権法案」が審議されています。法案の内容や問題点として、あなたがご存じのものを全て選んでください。(複数回答)



●別居・離婚経験者の58%が離別後アビュースに遭っている

具体的には、上位から、精神的なもの35.3%、経済的なもの21.7%、面会交流のこと15.4%であった。

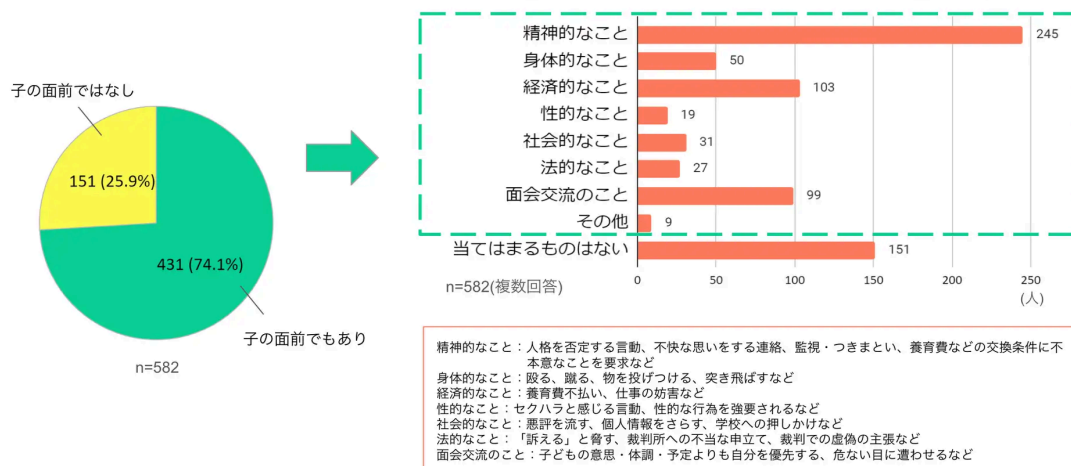
**Q. 離婚・別居をした後に、(元)配偶者からの「嫌がらせ」(あなたが苦痛と感じたこと)などはありましたか？**



**●子の前でアビュースを受けた人は7割超**

離別後アビュースに遭った582人のうち、子の面前でも経験したと回答した方は431人 (73.9%)と高い水準であった。

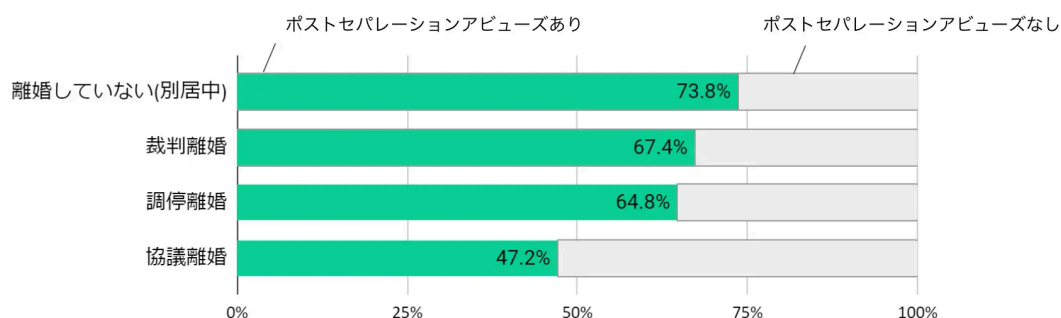
**Q. 【(元)配偶者に「嫌がらせ」を受けたと回答した方を対象に質問】「嫌がらせ」(あなたが苦痛と感じたこと)などのうち、お子さんの前でされたものはありますか？(複数回答)**



**●協議離婚でも半数が離別後アビュースに遭っている**

離別後アビュースに遭った579人のうち、別居中(離婚していない)が73.8%と最も高く、続いて「裁判離婚」が67.4%、「調停離婚」が64.8%であった。「協議離婚」でも47.2%と半数近くに達し、協議離婚=円満離婚でなく、嫌がらせが起きていることに留意が必要である。

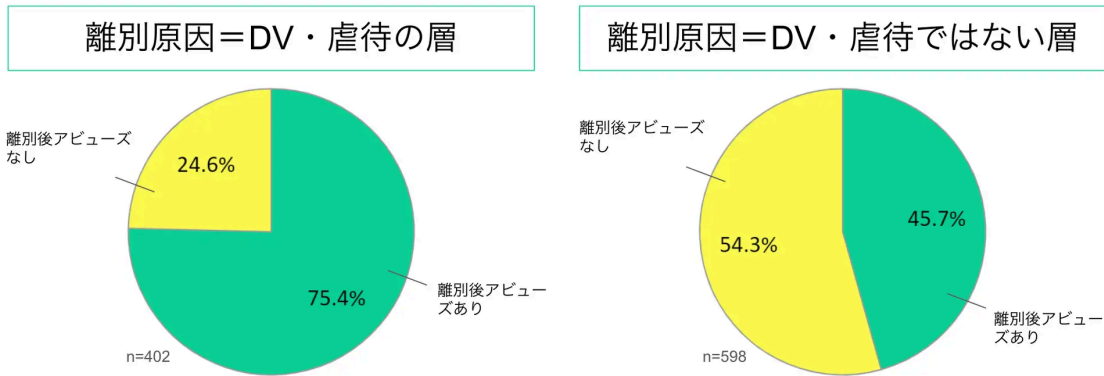
**離別後アビュース経験者 x 離婚手続き類型のクロス分析**



出典：「ちょっと待って共同親権プロジェクト」ホームページより山添拓事務所作成

●別居・離婚時のDV虐待の有無に関わらず、離別後アビュースが横行している実態が浮き彫りに  
DV虐待があった層は75%、DV虐待がない層でも45%が離別後アビュースを経験している。

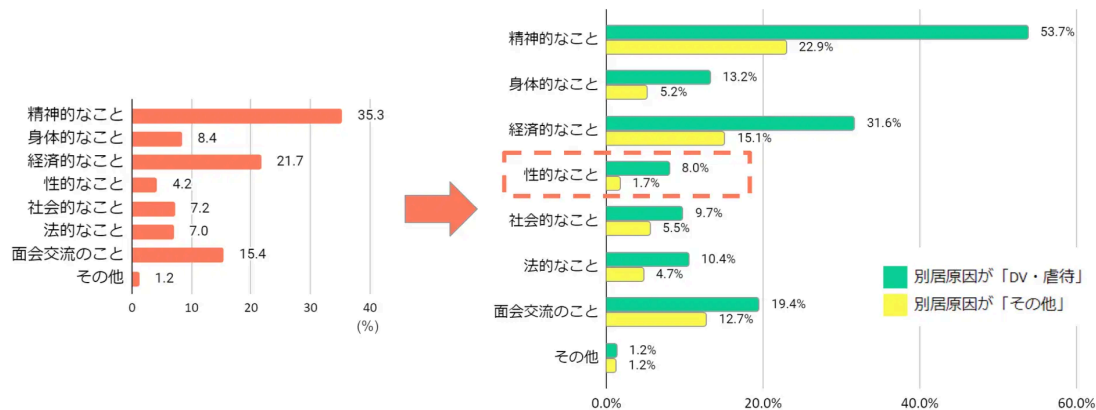
離別後アビュース経験者 x 離別原因のクロス分析



●別居・離婚原因がDV・虐待の層は、そうでない層の約5倍、性被害に遭っている

別居原因がDV・虐待の層では「精神的なもの」35.3%、「経済的なもの」21.7%、「面会交流のこと」15.4%、等のアビュースがあった。離別原因がDVの層では、DVでなかった層の4.7倍も性被害が起きている。

離別後アビュース経験者 x 離別原因のクロス分析(2)



調査概要

調査企画：ちょっと待って共同親権プロジェクト、「離婚後共同親権」から子どもを守る実行委員会

調査手法：インターネットリサーチ

調査地域：全国

調査対象：30~49歳の現在未成年の子を持つ男女

調査期間：2024/05/08(水)~ 2024/05/10(金)

有効回答数：1,000サンプル

調査実施：株式会社クロス・マーケティング

出典：「ちょっと待って共同親権プロジェクト」ホームページより山添拓事務所作成

令和5年9月1日

法務大臣 齋藤 健 殿

公益社団法人 日本産科婦人科学会  
特定非営利活動法人 日本法医学会  
日本法医病理学会  
公益社団法人 日本小児科学会

### 「家族法制の見直しに関する中間試案」への要望

貴職におかれましては、社会・国民生活を支えるための法制度の整備や国民の人権擁護のため、日夜ご努力をいただいていることに衷心より敬意を表します。

この度、法制審議会において「家族法制の見直しに関する中間試案」が示されており、父母が離婚した後に双方を子どもの親権者とする民法第819条の改正案が示されています。その改正案の趣旨・理念については理解するところですが、同時に、子どもに医療を提供する医療者の立場からは、患者の代諾者となる親権者に医療行為の実施についての同意を求める場面において重大な問題が発生することを懸念します。

すなわち、共同親権制度が導入された場合、父母の離婚後も子どもに医療が必要なときに両方の親権者の同意を得る必要があるれば、生命・身体の保護に必要な医療を実施することが不可能あるいは遅延することを懸念しております。

また、夫婦間や家庭内でドメスティック・バイオレンス（DV）や児童虐待があったならば、例外的に共同親権ではなく従来通りに単独親権となるという制度も検討されているようです。しかしながら、DV等の認定自体は離婚の際になされていなくても現実には精神的支配が行われているような状況下で共同親権の取り決めがなされた場合に、上記のような子どもに医療が必要な場面において適時に両親の同意を得ることができず、子の利益が侵害される恐れもあります。

共同親権制度を導入するにあたっては、子どもの生命・身体を保護する重要な場面である医療の実情に関して適宜医療者の意見を聴取し、上記のような懸念にも対応できる仕組みを検討していただけるようお願いいたします。たとえば、子どもの生命・身体を保護するために早急な医療実施が求められる状況においては、子どもを監護している親の同意のみで子どもが適切な医療を受けることができるような例外的対応を許容するなど、通常の医療業務の範囲内で子どもの生命・身体を保護する職責を果たすことができる措置を講じていただくことを要望いたします。そうした法制度を受けて、医療現場でも子どもへの医療提供のあり方や説明・同意プロセスなどについて再検討する所存です。

以上

**声明**拙速な離婚後の共同親権導入ではなく、子どもの権利を中心とした親権の確立を求める

2024年3月11日

全日本民主医療機関連合会会長 増田 剛

全日本民医連人権と倫理センター長 加賀美 理帆

2024年1月30日、法務省法制審議会家族法部会が離婚後の子どもの養育に関する制度を大幅に見直す要綱案を取りまとめた。3月8日に閣議決定されたことをうけ、第213回通常国会に「民法等の一部を改正する法律案」として提出された。

法務省の説明では、法案は父母どちらかの単独親権のみと定めた現行民法を改め、離婚後も父母双方に親権を認める共同親権か単独親権かを決めるとあるが、合意できない場合は家庭裁判所が判断する仕組みになっている。この法改正に対しては、家庭裁判所の体制が伴ってならず適切な対応がされないのではないか、虐待・DVが見逃されるのではないかなど、当事者及び被害者の不安に答えていないとの指摘がされている。

この法案により最も影響を受けるのは子どもである。しかし、部会において、当事者である子どもの権利が議論されず、要綱案には「その子の人格を尊重する」とはあるが、「その子の権利」については言及されていない。2019年2月に出された国連子どもの権利委員会による日本への勧告では、子どもの意見に対する考慮(意見表明権)を著しく制限していると指摘されている。本部会では当事者である子どもの立場の委員は参加しておらず、“Nothing about us without us(私たちのことを私たち抜きに決めないで)”の原則に反するものである。

現行法で親権に含まれている教育・医療・居所・財産管理などの子どもの重要事項の決定については、共同親権となった場合、父母双方の合意なしには決定できなくなる。監護及び教育に関する日常の行為や急迫の事情があるときには単独で親権を行使することができることとされているものの、「日常の行為」や「急迫の」の判断基準が不明である。結果として医療機関では、トラブルを避けようと子への対応に父母双方の署名を求める場面が増える可能性がある。不仲で同席できない両親に「説明し、同意をえる」ことは、臨床現場に二重の負担をかけることになり、適時適切な医療の実現の妨げになるし、両親の意見が食い違った場合の扱いも困難な立場に医療機関が置かれる。いずれにしても訴訟リスクが格段に上がり、訴訟を避けるために医療行為を控えざるを得なくなり、子どもが適切なタイミングで治療を受ける機会を逃すことが増加することを憂慮する。

現行民法の表現は親等の子どもを養う側の視点にあるものが多い。「親権」という用語も同様で、本来の趣旨としては子どもが成長し、生きていくための権利を親が保護する義務であるにもかかわらず、現在は親の子どもに対する権限としての面が強調される傾向がある。

全日本民医連は、「共同親権」の拙速な導入でなく、子どもの権利を基本に「親権」の在り方を見直しをはかることを求めるものである。

以上

[声明]共同親権法案は衆議院に差し戻し、あらためて徹底審議を求める

2024年4月25日

全日本民主医療機関連合会

会長 増田 剛

人権と倫理センターセンター長 加賀美 理帆

4月16日、単独親権を見直し共同親権を選択できるようにするための民法改正案が衆議院本会議を通過、参議院に送られた。

本法案について全日本民医連は3月11日付けで声明「拙速な離婚後の共同親権導入ではなく、子どもの権利を中心とした親権の確立を求める」を出し、医療の現場に多大な混乱をもたらしかねない本法案に反対を表明した。他にも日本産科婦人科学会や日本小児科学会など4学会からは、緊急的な医療行為については双方の同意を必要としないことなどを求める要望書が提出された。こうした医療現場からの懸念について、どのような場合に「急迫の事情」が認められ、父母のどちらかだけで意思決定できるかといった肝心の点については明確にされず、今後のガイドラインに委ねられた。医療現場に混乱と負担増を押し付けるのではないかの我々の懸念は消えていない。

他にも、共同親権により各種ひとり親支援制度が使えなくなる場合が生じることで貧困が助長されかねないこと、虐待・DVの被害継続の懸念など、法案は十分に議論が尽くされたとはいえず、何より当事者である子どもの気持ちは置き去りにされたままだ。法案の衆議院通過はあまりに拙速と言わざるをえない。

全日本民医連は、本法案にあらためて反対を表明するとともに、指摘されている数々の不安や疑問点について衆議院で徹底した審議をやり直すことを求める。

以上

出典：全日本民医連ホームページより